

かほく市消防本部自動体外式除細動器（AED）貸出要綱

（目的）

第1条 この告示は、市内において開催され、市民が参加する行事等を主催する団体に対し、自動体外式除細動器（以下「AED」という。）を貸し出し、心肺停止者の救命活動に備えるとともに、AEDの普及啓発及び応急手当講習の受講を促進し、救命率の向上を図ることを目的とする。

（AEDの配置）

第2条 この告示により貸し出すAEDは、消防署に配置する。

（対象行事）

第3条 貸出しの対象となる行事は、参加者がおおむね10人以上（営利を目的とするものを除く。）で、市内において開催されるスポーツ競技、イベント、講習会その他行事（以下「各種行事」という。）とする。

2 前項の規定にかかわらず、消防長が特に必要と認めたときは、貸出しの対象とすることができるものとする。

（対象団体）

第4条 貸出しの対象とする団体は、市民が参加する各種行事を主催する公共的又は民間の団体とする。

（貸出要件）

第5条 貸出しにおける要件は、次のとおりとする。

（1） 各種行事の開催期間中、原則として次のいずれかの者を会場に配置すること。

ア 医師、看護師等の資格を持つ者

イ 消防署等で実施する普通救命講習その他これらに類する講習を修了した者

（2） 各種行事の開催期間中、貸し出したAEDが当該会場に配置されていることを周知すること。

（貸出期間）

第6条 貸出期間は、各種行事の開催期間及びその前後の期間とし、最長7日間とする。

ただし、貸出しが他の団体と重複しない場合で、消防長が必要と認めたときは、この限りでない。

（経費負担）

第7条 AEDの貸出料及び救命活動の実施に際し、使用した電極パッドその他AEDに附属する消耗品に係る経費は、無償とする。

2 貸出期間におけるAEDの運搬及び維持管理に要する経費は、貸出しを受けた者が負担するものとする。

(貸出しの申請)

第8条 AEDの貸出しを希望する団体の代表者は、貸出しを受けようとする日の1箇月前から7日前までにかほく市消防本部自動体外式除細動器(AED)貸出申請書(様式第1号)により、関係書類を添えて消防長に申請するものとする。

(貸出しの決定)

第9条 消防長は、前条の規定による申請書を受理した場合は、これを審査し、可否を決定したときは、かほく市消防本部自動体外式除細動器(AED)貸出承認(不承認)通知書(様式第2号)により当該申請者に通知するものとする。

(貸出期間の管理)

第10条 前条の規定による通知によりAEDの貸出しを受けた者(以下「借受者」という。)は、当該AEDを良好な状態で管理し、及び使用しなければならない。

- 2 借受者は、AEDを処分し、又は目的以外に使用してはならない。
- 3 借受者は、AEDを転貸し、又は譲渡してはならない。

(返却及び実績報告)

第11条 借受者は、返却予定日までに当該AEDを持参し、点検の確認を受けなければならない。

- 2 借受者は、当該AEDを使用した場合は、かほく市消防本部自動体外式除細動器(AED)使用実績報告書(様式第3号)により消防長に報告しなければならない。

(損害賠償)

第12条 借受者は、故意又は重大な過失によって当該AEDを亡失し、又は破損させた場合は、かほく市消防本部自動体外式除細動器(AED)亡失・破損報告書(様式第4号)により、消防長に報告しなければならない。この場合において、借受者は、AEDを原状に復し、又はその相当額をもって賠償しなければならない。

(返還)

第13条 消防長は、借受者が貸出期間中にこの告示に違反し、又は特に必要と認めたときは、AEDを返還させることができる。

(その他)

第14条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、消防長が別に定める。

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。